

障害のある子どもや人が自分らしく自立した生活が送れる地域社会に

障害者福祉計画

平成24年度

松田町では、さまざまな障害福祉サービスを推進するための計画として、障害者福祉計画(障害者計画・障害福祉計画)を策定しています。

これらの計画について平成23年度に見直しを行い24年3月、松田町障害者福祉計画(第2次松田町障害者計画・第3期松田町障害福祉計画)を策定しました。

■障害者福祉計画とは

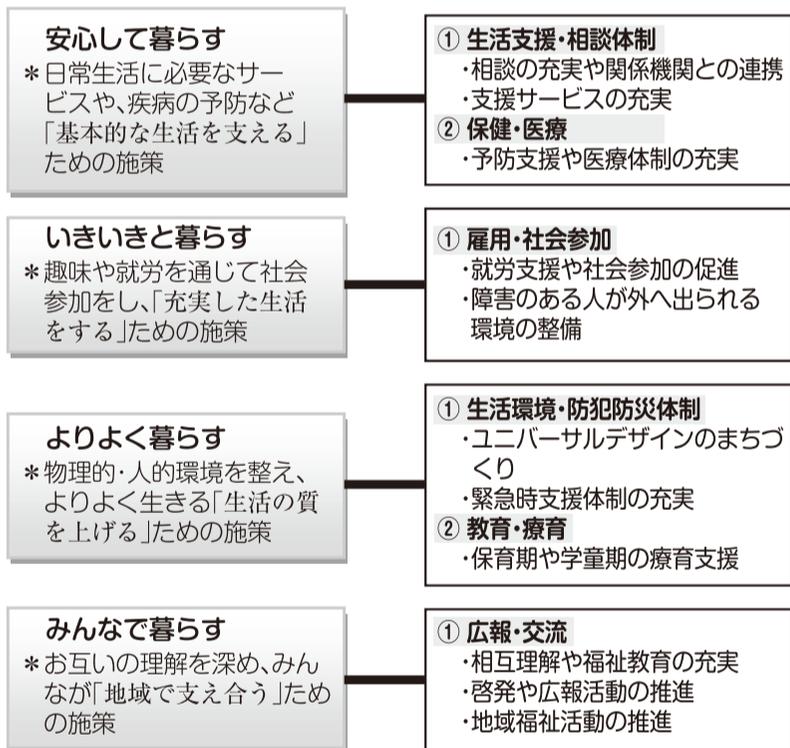
障害者福祉計画とは、障害のある子どもや障害のある人が社会の一員として、障害のある・なしに関わらず地域の中で共に支え合い、自分らしく自立した生活が送れるような地域社会づくりを目指して、支援の基本方向などを定める『障害者計画』と、障害者計画で定めた基本方向の具体化を目指した障害福祉サービスなどの数値目標や、見込みを定める『障害福祉計画』を一体として定めた計画です。

■計画の期間

『障害者計画』は平成24年度から29年度までの6年間の計画の期間とし、『障害福祉計画』は平成24年度から26年度までの3年間の計画の期間としています。

なお、この計画は障害のある人に関する法律などに基づいて施策をするためアンケート調査を行い、松田町における障害のある人の実際の生活状況やご意見を踏まえて策定しました。

■施策の体系



■計画の課題

これからの課題は、障害のある人が施設や病院で24時間過ごす生活から、地域での生活へ向けて転換していくことであり、障害のある人と地域社会との係わりを広げることが大切です。

また、従来の障害認定基準にあてはまらず、福祉サービスを利用することが困難な人たちがいます。そうした「制度のはざま」の問題があることや他の障害種別に該当するだけではなく、その人が日常生活で直面している「生きにくさ・暮らしにくさ」という点から、「必要な人に、必要なサービスを提供する」ことを考えていきます。

松田町単独ではサービス提供が困難なものについては、近隣市町などとの連携や協力により、サービス基盤の整備・充実を図ります。

課題は主に4つ

- ① 環境整備・サービスの充実
 - ・ 病院や施設での生活から地域での生活への移行
- ② 3障害一元化
 - ・ 身体・知的・精神障害に対するサービスや施策の統一
- ③ 「制度のはざま」への対応
 - ・ 障害認定基準にあてはまらない人への支援
- ④ 関係機関との連携
 - ・ 近隣市町などとの広域的な連携や協力

■計画の推進に向けて

障害のある子どもの支援制度改正のお知らせ

障害者自立支援法及び児童福祉法が一部改正され、障害のある子どもの支援の充実が図られます。障害のある子どもに対するサービス提供の役割の一部が県から町へ移行し、身近な地域での継続的な支援が可能となります。

- 通所サービス**
従来の児童デイサービスから、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」などに変わります。
在受けているサービス内容が低下することはありません。
- 利用手続き**
児童デイサービスを利用していた方については、「児童発達支援」か「放課後等デイサービス」の通所給付決定を受けたものと見なされ、継続して同じ事業所を利用できます。
- サービス内容**
主として「児童発達支援」は未就学児、「放課後等デイサービス」は就学児に対する支援ですが、制度改正によりこれまで以上に支援の充実が図られる予定であり、現

足柄消防メール119番ご利用案内

聴覚障害、音声機能・言語機能障害の人が、携帯電話やパソコンのメールで消防車や救急車を呼べます

① メールで通報
② 出場指令
③ 出場

返信メール

■使える人 ★以下の全ての条件が必要です★

- メールアドレスの届け出をしている人
- 身体障害者手帳の記載が聴覚障害、音声機能・言語機能障害の人
- 通報時、南足柄市か足柄上郡5町内にいる人
- 定期に送信されるテストメールに返信できる人

※登録がされていない人は使えません
【問い合わせ】健康福祉課 ☎(83) 1226
Fax (44) 4685

子ども手当は児童手当に変更

児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、4月から子ども手当は、児童手当に変わりました。また、6月(10月支給分)から支給要件が変更され、所得制限(例:夫婦と児童2人の世帯である場合、収入額960万円)が導入されます。支給額については、児童1人につき以下の月額となります。

● 3歳未満	15,000円
● 3歳以上～小学校修了前 第1・2子	10,000円
第3子以降	15,000円
● 中学生	10,000円
● 所得制限以上の家庭は	一律 5,000円

なお、この改正に伴い、今まで子ども手当を受給していた方も今後、現況届を提出していただく予定です。現況届の用紙は後日町から送付します。
※公務員は職場への申請となります。
※平成24年3月31日までとなっていた23年度子ども手当特別措置法分(23年10月～24年3月分)の支給申請の締め切りが、9月30日まで延長となりました。
【問い合わせ】健康福祉課 子育て支援係 ☎83-1226